

答申第 1115 号

諮問第 1777 号

件名：署親睦会通帳等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書に該当しないとして、不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 5 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同年 10 月 2 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付等

請求人は、令和 5 年 9 月 12 日に愛知県稲沢警察署（以下「稲沢警察署」という。）を訪れ、道路標識に関する文書等の開示を求める行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁は、これを受け付けることとした。

当該開示請求書には行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

- ①自然倒壊に至らない早期措置を必要とした道路標識がわかる文書
- ②賠償責任保険事故報告書
- ③捜査費の使用状況がわかる文書・捜査費支出何等関係書類
- ④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳の写し等関係書類

過去 5 年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

と記載されていた。

このうち、④の請求内容については、その記載内容からでは、開示請求の対象文書を特定することが困難であり、条例第6条第1項第2号に定める「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載が十分ではないとの理由で、処分庁は、令和5年9月22日、請求人に対し、補正を求める通知（行政文書開示請求書の補正（通知）（警務発第11503号。以下「補正通知」という。))を発出した。

その後、④の請求内容について、令和5年9月26日に請求人から愛知県警察本部警務部住民サービス課情報公開センター宛に、補正通知に係る電話連絡があり、④の請求内容は、

④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳・待機寮通帳
⑤④の通帳の収支計算の分かる文書及び領収書
過去5年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

と補正された。

また、④以外の請求内容についても、別に所要の補正を行ったことにより、請求人が令和5年9月12日に提出した行政文書開示請求書の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項は

①自然倒壊に至らない早期措置を必要とした道路標識がわかる文書
②賠償責任保険事故報告書
③捜査費証拠書（国費・県費）（平成30年9月分から令和5年8月分まで）

④署親睦会通帳・幹部親睦会通帳・待機寮通帳
⑤④の通帳の収支計算の分かる文書及び領収書
過去5年分

（請求日現在、稲沢署で保管のもの）

となった（以下、これらの補正がされた後の行政文書開示請求のうち④及び⑤の請求内容（④及び⑤の請求内容における待機寮通帳の請求を除く。）のことを「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、本件開示請求の対象となるのは、稲沢警察署の親睦会の通帳、同署の幹部親睦会の通帳及びこれらの団体の運営により作成され、又は取得された収支関係書類であると判断した。

よって、処分庁は、稲沢警察署に対して確認したところ、稲沢警察署においては稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会という名称の団体が存在した。

そして、いずれの団体も会員相互の親睦、懇親等を目的としている団体であり、よって、これらの団体の活動は、職務行為には該当しな

いものであった。

したがって、稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会の活動は職務ではなく、これらの団体の運営により作成され、又は取得された収支関係書類についても、職務上作成し、又は取得した文書とは認められないことから、処分庁は、本件開示請求の対象とした稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会の収支関係書類は行政文書に該当しないものと判断した。

(ウ) 行政文書不開示決定

上記(イ)のとおり、本件開示請求の対象としたものが行政文書に該当しないため、処分庁は、条例11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、令和5年10月2日付けで行政文書不開示決定(務警発第11729号。以下「本件処分」という。)を行った。

イ 行政文書該当性について

条例では、第5条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。」と定められており、この行政文書とは条例第2条第2項において、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものであるとしている。愛知県情報公開条例解釈運用基準(平成13年3月30日12広報第98号県民生活部長通知)によれば、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得した場合をいうものとされている。

本件開示請求の対象とした稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会の収支関係書類は、各親睦会の運営上作成し、又は取得されたものであり、これらの団体は、会員相互の親睦、懇親等を目的とした活動を行い、その行為は職務に該当しないものであるため、職員が職務上作成し、又は取得したものと認められない。

したがって、本件開示請求の対象となった文書は処分庁の職員が職務上作成し、又は取得したものと認められず、条例第2条第2号に規定する行政文書には該当しない。

(2) 請求人の主張の失当性

請求人は、事務引継書及び稲沢警察署各種委員会等名簿に親睦会の記載があり、公務において、署親睦会、幹部親睦会が行われていることは明白であり、よって、これらの親睦会の文書は行政文書に該当することから開示を求める旨主張している。しかしながら、上述したとおり、本件開示請求の対象とした文書である稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会の収支関係書類は、条例に定める行政文書には該当しないことから本件処分に誤りはなく、請求人の主張は失当である。

本件は、稲沢署員が事務引継書に、職務ではない親睦会のことを記載をしたことと、稲沢署が稲沢警察署各種委員会等名簿に稲沢警察署親睦会の記載を掲載したにすぎないものである。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、稲沢警察署親睦会及び稲沢警察署課長会（以下「親睦会等」という。）の通帳並びにこれらの団体の運営により作成され、又は取得された収支関係書類であると解される。

(2) 本件請求対象文書の行政文書該当性について

ア 処分庁によれば、稲沢警察署においては、親睦会等が存在し、いずれも会員相互の親睦、懇親等を目的としており、これらの活動は、職務には該当しないとのことである。

当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、各親睦会に入会する資格がある署員のほぼ全員が同会に加入しているが、これらの団体の活動は、職員の拠出金により運営されており、職務とは区別された私的なものであるとのことである。

また、審査請求人が提出した令和元年度当時の事務引継書及び稲沢警察署の各種委員会等名簿に「親睦会」との記載はあるが、親睦会等の活動は職務ではないことから、本来記載する必要がないものであり、現在は事務引継書に記載していないとのことである。

イ これらのことからすれば、親睦会等の活動は、職務外の活動であり、職務外の活動である親睦会等の活動を通じて作成された本件請求対象文書は行政文書にあたらぬとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

④署親睦会通帳、幹部親睦会通帳

⑤④の通帳の収支計算の分かる文書及び領収書

過去5年分

(請求日現在、稲沢署で保管のもの)

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
5 . 1 2 . 2 2	諮問 (弁明書の写しを添付)
6 . 8 . 2 1 (第 691 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
6 . 9 . 2 6 (第 693 回審査会)	審議
6 . 1 0 . 2 9	答申